

# 国民年金 だより

問い合わせ先  
市民課 ☎(32)8895  
栃木年金事務所  
☎0282(22)4131

### 平成29年度の年金金額について

厚生労働省は平成28年平均の全国消費者物価指数を踏まえ、平成29年度の年金額を平成28年度から0.1%の引き下げとすることを発表しました。老齢基礎年金の年金額(月額)は、下の表のとおり(40年間納付した満額の場合)です。 ※厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)42.8万円)で40年間就業し、妻がその期間すべてで専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準になります。

なお、受給者の受取額が変わるのは、通常だと4月分の年金が支払われる6月からです。

### 40年間納付した場合の受給額

	平成29年度 年金額(月額)
国民年金 (老齢基礎年金: 1人分)	64,941円
厚生年金 (夫婦2人分の基礎年金を含む標準的な年金額※)	221,277円

### 平成29年度の国民年金保険料について

平成29年度の国民年金保険料は、月額16,490円となります。

毎月の保険料は、日本年金機構から4月の上旬に送られてくる「納付書」で、金融機関(ゆうちょ銀行を含む)またはコンビニエンスストアで納付できます。なお、納付期限は翌月末になります。納付

期限を過ぎた場合であっても納付期限から2年以内であれば納付することができます。 ※納付期限から2年を過ぎると時効により納付することができなくなります。平成30年9月末までは「後納制度」を利用して過去5年前まで遡って納付することができます。「後納制度」を利用するためには別途申込みが必要です。 また、金融機関での口座振替納付やクレジットカードによる納付、Payeasy(ペイジー)による納付も可能です。(市役所で納付することはできません)

### 前納でお得!

保険料は前納制度を利用するとお得です。

詳しくは下の表をご覧ください。



### お得な前納制度

納付方法	納付書で納付する場合の納付額・割引額等
毎月納付	16,490円(毎月納付書で納める場合、割引はなし)
6か月前納 (平成29年4月~平成29年9月分) (平成29年10月~平成30年3月分)	98,140円(毎月納める場合より800円の割引) ※4月~9月分は4月末日、10月~3月分は10月末日が納付期限です。
1年前納 (平成29年4月~平成30年3月分)	194,370円(毎月納める場合より3,510円の割引) ※4月末日が納付期限です。
2年前納 (平成29年4月~平成31年3月分)	379,560円(毎月納める場合より14,400円の割引) ※4月末日が納付期限です。 ※2年前納を希望する場合は、年金事務所への申出が必要です。

### 年金マメ知識

**年金手帳の再交付について**  
年金手帳の紛失や破損をしたときは、被保険者または被保険者であった人が所定の手続き先へ申請することで、再交付を受けることができます。

①国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満の自営業・農業・学生・無職の方等で、左記の②と③に該当しない方)、または任意加入被保険者

○手続き先  
住所地の市区町村役場

②お勤めされている方で、厚生年金保険の被保険者の場合

○手続き先  
勤務する事業所を經由してまたは直接、事業所の所在地を管轄する年金事務所

③厚生年金に加入している配偶者に扶養されている方(国民年金第3号被保険者の場合)

○手続き先  
配偶者の勤務する事業所を經由してまたは直接、事業所の所在地を管轄する年金事務所(郵送の場合は事務センターでも可)